

平成30年第63号議案

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

(趣旨)

第 1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第 3条第 1項及び第 3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(認定の要件)

第 2条 前条の認定の要件は、この条例に定めるもののほか、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3条第 2項及び第 4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2号。以下「告示」という。）（第 3の 3及び 4並びに第 4の 6並びに附則第 2項を除く。）の定めるところによる。この場合において、次

の表の左欄に掲げる告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 3 の 2	併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない。	併有する者でなければならない。
第 4 の 1	敷地内にあることが望ましいが、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内にな ない場合においては、次に掲げる要件を満たさなければならない。 1 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。 2 子どもの移動時の安全が確保されていること。	敷地内にななければならない。
第 4 の 2	既存施設	既存施設（規則で定めるものに限る。以下同じ。）
第 4 の 9	1.65平方メートル以上	3.3平方メートル以上
附則第 3 項	第 3 の 1、 2及び 4	第 3 の 1及び 2
附則第 4 項	第 3 の 1及び 4（ただし書の規定を適用する場合を除く。）	第 3 の 1
附則第 5 項	幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	者
附則第 6 項	第 3 の 1、 2及び 4	第 3 の 1及び 2
附則第 7 項	第 3 の 1及び 4（ただし書	第 3 の 1

	の規定を適用する場合を除く。)	
	幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	者
	第 3 の 1、 2 及び 4	第 3 の 1 及び 2

(一般原則)

第 3 条 認定こども園は、なごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、当該認定こども園を利用する子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(避難訓練等)

第 4 条 認定こども園は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(食料及び飲料水の備蓄)

第 5 条 認定こども園は、非常災害に備え、子ども及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。

(帳簿の保存)

第 6 条 認定こども園は、職員、財産、収支及び子どもの処遇の状況を明らかにする帳簿を備え、その性質、内容等に応じて市長が定める基準により、これを保存しなければならない。

(暴力団の排除)

第 7 条 認定こども園は、その運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 幼稚園又は保育所若しくは保育機能施設（以下「幼稚園等」という。）が、法第 4 条に規定する認定の申請をする際現に幼稚園等において子どもの教育

又は保育に従事している職員に対する第 2 条の規定により読み替えられた告示第 3 の 2 の規定の適用については、同規定中「幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有する者」とあるのは「幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律（平成18年法律第77号）抜すい 新旧対照 <sup>改正後</sup><sub>改正前</sub>

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第 3 条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の19第 1項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）

を除く。）は、その設置する幼稚園又は保育所等が都道府県（当該幼稚園又施設が都道府県

は保育所等が指定都市所在施設（指定都市の区域内に所在する施設であって、

都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人（

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号）第68条第 1項に規定する公立

大学法人をいう。以下同じ。）が設置する施設以外のものをいう。以下同

じ。）である場合にあっては、当該指定都市）の条例で定める要件に適合し

ている旨の都道府県知事（当該幼稚園又は保育所等が指定都市所在施設であ

る場合にあっては、当該指定都市の長）（保育所に係る児童福祉法の規定に

よる認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和22年法律第

67号）第 180条の 2の規定に基づく都道府県知事又は指定都市の長の委任を

受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合その他の主務省令

で定める場合にあっては、都道府県又は指定都市の教育委員会。以下この章

及び第 4章において同じ。）の認定を受けることができる。

2 （略）

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備

が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県<sup>及び指定都市</sup>を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県~~（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市）~~の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事~~（当該連携施設が指定都市所在施設である場合にあっては、当該指定都市の長）~~の認定を受けることができる。

4  
5  
6  
7  
8  
7 (略)  
9  
8  
10  
11  
9  
12